

経理処理ガイドラインの導入

JICA 中部市民参加協力課

1. 背景

草の根技術協力事業は、NGO の皆様との協議を踏まえて逐次改正を行ってきたが、外務省による業務実績評価や外部監査においても、事務手続きの簡略化や前払い金の精算の遅延などが指摘されており、いまだ改善の余地があるとの認識があります。また、昨年行われた内閣府による行政事業レビューでは「より多くのNGOの参加」についての改善提言がなされ、新規参入団体に対して、JICAが公開するガイドライン等の内容の判り易さ、ルール of 簡素化、また、業務委託契約に関する対外的な透明性の確保が求められています。

2. 経理処理の主な改定ポイント

(1) 実施の手引き、経費積算ガイドラインの一本化。

2015年4月1日より、精算時における経費の考え方や精算方法、提出すべき書類、留意事項を一冊に纏め、「経理処理ガイドライン」として公開します。

(2) 四半期部分払いの導入（支払オプションの追加）

- 1) 現在行われている①精算一括払い②概算払いに加え、③部分払いを導入
- 2) これに伴い、概算払い、部分払いの支払いの上限額を9割とする。

(3) ルールの簡素化

以下の点を簡素化します。

- 1) 日当及び宿泊費の計上方法の簡素化（機中泊数のカウント方法の簡素化、長期滞在の時の日当及び宿泊費の逓減率 0.9 掛、0.8 掛の廃止）
- 2) 少額会議費の参加者リストの署名取付不要
- 3) 航空券発券手数料の 5%上限の廃止
- 4) 研修員生活費単価設定の簡素化（JICA 直営受け入れを除く）
- 5) 経費精算報告書の提出期限の緩和（年度末精算を除く）
- 6) 千円単位での積算による契約

(4) ルールの明文化

- 1) 団体所有車両の損料の計上
- 2) 為替変動についての取扱い
- 3) 現地研修・セミナー等の参加者等の旅費の計上について

(5) 人件費の考え方について

- 1) 業務従事者単価交渉における、業務の役割や難易度を基準にした設定。
- 2) 国内業務経費の計算方法・・・月額を 20 日で除した額に実働日数乗じた額。

以上